

質 疑 応 答 書

事業名「広島市 市民くらしのガイド（2026・2027年度版）」官民協働発行事業

要領等の項目	質 問	回 答
公募要領 5 応募書類の提出 (5)その他 イ	<p>「副本には応募者の法人名等が特定される事項を一切記載しないこと」とあります、（様式2）企画提案書の「1 事業者」の欄は副本に墨消しなどの処理をするという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、評価要領「2 評価項目、評価基準及び配点」の（1）は、併せて提出します正本に基づき評価されるという認識でよろしいですか。</p>	お見込みのとおりです。
仕様書 9 広告 (5)	不特定多数に配布される冊子を、回収することは極めて困難と考えますが、具体的にどのような回収方法を想定していますか。	回収につきましては、事業所管課（企画総務局区政課）と協議の上、納品している施設（区役所等）への回収を想定しています。
別添：協定書（案）	事業者決定後、協定書（案）の内容について貴市と協議の上、一部加筆修正することは可能でしょうか。本業務に市民への配布が含まれないため、協定書（案）「第1条1項」と「第2条」を修正したいと考えます。	協定書（案）の内容については、事業者決定後に一部加筆修正することは基本的に想定しておりません。なお、「市民への配布」につきましては、直接の配布ではなく、施設等に配布したものを持ち帰る等により手元に渡ることを想定しています。

企画提案書記載要領 3 類似事業の実績について (3)	類似事業の実績の見本として提出する資料に、法人名等が特定される事項があれば、塗りつぶし等の対応が必要ですか。	類似事業の実績の見本として提出する資料は、法人名等が特定される事項について塗りつぶし等の対応は不要です。 以上
-----------------------------------	--	--

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。